

## 第5回岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会

### 議 事 要 旨

#### 1 日 時

令和7年11月21日（金） 午後3時05分～

#### 2 場 所

岡山市北区下石井1丁目4番1号  
岡山第2合同庁舎 2階共用会議室B C

#### 3 出席者

公 益 委 員 : 3人  
労働者側委員 : 2人（欠席1人）  
使用者側委員 : 3人

#### 4 審議事項

(1) 特定最低賃金額審議について

#### 5 議事要旨

(1) 特定最低賃金額審議について

岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金額について、前回に引き続き審議され、労使双方の委員から、以下の意見が述べられた。

##### 【労働者側の意見要旨】

再度48円を提示する。

- ・他部会の結審額、隣接県の状況を踏まえれば、開きが生じることにより自動車業界の魅力を損なうことになる。

##### 【使用者側の意見要旨】

38円を提示する。

- ・話合いの観点から大幅に譲歩したものである。
- ・県最賃との一本化の考えに変わりはなく、労側と基本的な合意は出来ていると考える。一本化の時期については他産業の状況も踏まえ3年を想定した金額提示を行う。

(2) 労使協議について

労使双方より、労使協議の意向が示され協議が行われた。

その結果について、使用者側委員が代表して44円で労使合意が行われたことを報告した。

また、発効日については、法定発効とすることで合意した旨報告され

た。

(3) 全会一致による決議のため報告書が作成され、最低賃金審議会令第6条第5項適用により、岡山労働局長へ答申された。

6 配布資料

- ・岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定に関する報告書（案）
- ・岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について（答申）（案）